

広島県告示第千百五十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定によって、次のとおり児童デイサービスに係る指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年十一月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定障害福祉サービス事業者	名 称	社会福祉法人広島県福祉事業団
障害福祉サービス事業を廃止した事業所	主たる事務所の所在地	東広島市西条町田口二九五番地 三
障害福祉サービス事業を廃止した事業所	名 称	指定児童デイサービス事業所松陽寮
障害福祉サービス事業を廃止した事業所	所 在 地	東広島市八本松町米満一九八番地一
廃止年月日		平成一九年三月三十一日